

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

平成22年(2010年)10月

豊中市

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

目 次

自治基本条例について	1
「運用状況の検討について」について.....	1
各条項の運用状況	2
前文	2
第1章 総則	3
第1条 目的.....	3
第2条 自治の基本原則.....	3
第2章 自治の主体.....	4
第3条 市民の権利	4
第4条 市民の責務	4
第5条 事業者の責務	4
第6条 市議会の権限等.....	5
第7条 市議会の責務	5
第8条 市議会議員の責務	5
第9条 市長の権限.....	7
第10条 市長の責務	7
第11条 職員の責務	9
第3章 自治の運営.....	10
第12条 地域自治	10
第13条 市政運営の基本原則	11
第14条 総合計画	12
第15条 行政組織	14
第16条 行政手続	15
第17条 政策法務	16
第18条 法令遵守	17
第19条 情報公開及び個人情報の保護	19
第20条 行政評価	21
第21条 人材育成	23
第22条 財政運営	25
第23条 危機管理	27
第4章 参画と協働	29
第24条 参画における原則	29
第25条 意見公募手続	30
第26条 審査会等の委員の選任.....	31
第27条 協働における原則	33

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

目 次

第28条 協働の推進	34
第29条 パートナーシップ協定	36
第5章 市民投票	37
第30条 市民投票	37
第6章 国又は他の地方公共団体との連携	38
第31条 国又は他の地方公共団体との連携	38
第7章 この条例の位置付け	40
第32条 この条例の位置付け	40
附 則	41
おわりに	42
豊中市自治基本条例(条文)	43

自治基本条例について

本市は、平成19年(2007年)4月に、市民主権の理念をふまえた豊中独自の自治を実現するため、地域の自治や市政を進めていくときの考え方・ルールを定めた「豊中市自治基本条例(以下、「自治基本条例」)」を施行しました。

この自治基本条例は、本市の基礎自治体としての枠組みと、市民の市政への参画と協働の仕組みなどを定める市政運営に関する最高規範であるとともに、自治を進める基本を定めています。

「運用状況の検討について」について

1. 趣旨

本書は、自治基本条例の附則第2項に基づき、条例を施行した平成19年度から平成21年度までの3年間について、自治基本条例の運用状況に検討を加え、その結果を取りまとめたものです。

2. 本書の内容について

- ・市議会及び行政が実施すべき事項を規定している条項について、検討を加えています。
- ・平成19年度から平成21年度の3年間の取組みを把握したうえで、施策の実施方法の見直しや新たな制度の導入など今後の方向性について検討し、まとめています。
- ・各条項における3年間の取組みを、具体的に示す数値データがある場合は、「参考データ」として掲載しています。

各条項の運用状況

前文

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持つ力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、
自分の住むまちに関心を持ち、
まちの課題を自らの課題として受け止め、
情報を共有し、
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、
よって、まちの課題に対して、
より良い解決方法を見つけ出し、
責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

《趣旨》

自治基本条例制定への決意を明らかにしたもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。

自治基本条例制定への決意を明らかにしたものであるため、運用状況の検討の対象外としています。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 自治の基本原則

第1章 総則

第1条 目的 第2条 自治の基本原則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

《趣旨》

(第1条)

自治基本条例の目的を明らかにしたものです。

(第2条)

自治の基本原則として、「情報共有」「参画」「協働」の三つを定めるとともに、それを踏まえて、地域の課題を「だれが」「どのように」担うのかについて、あり方を定めるものです。

自治基本条例の目的、基本原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第2章 自治の主体		
第3条 市民の権利	第4条 市民の責務	第5条 事業者の責務
<p>(市民の権利)</p> <p>第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。</p> <p>3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。</p>		

《趣旨》

(第3条)

自治の主体として市民が有する権利と、その権利行使のあり方について定めるものです。

(第4条)

市民の権利行使に伴う責務について定めるものです。

(第5条)

事業者にも地域社会の一員としての責務があることを定めるものです。

権利、責務を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第2章 自治の主体

第6条 市議会の権限等

第7条 市議会の責務

第8条 市議会議員の責務

第6条 市議会の権限等 第7条 市議会の責務 第8条 市議会議員の責務

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。

2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

《趣旨》

(第6条)

市議会の果たすべき機能を定めるとともに、その機能を果たすため市議会が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長は、執行機関としての機能が法律上も明確に位置付けられているため、権限規定を置くことで十分ですが、議会については、一定の事件を議決するほか、いわゆる二元代表制の下で市長の事務執行を監視、けん制するなど、多元的な機能を有しているため、単に権限規定を置くだけでは不十分であると考え、特にその機能に関する規定を置いたものです。

市議会の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第7条)

市議会の責務について定めるものです。

(第8条)

市議会議員の責務について定めるものです。

個々の議員が、市民の代表として誠実に職務を行い、審議能力の一層の向上を図ることによって、全体としての市議会の権限等および責務がより良く果たされるという考え方に立つものです。

《 3年間の取組み 》

○条例の制定・改廃、予算及び決算の認定等を審査し、議決

地方自治法第96条の規定に定める議決事件を議決

○議会改革の検討・実施

「議会改革等検討委員会」を設置し、本会議・委員会の運営、議会の情報化等について継続的に検討・実施

○市議会本会議のインターネット中継の実施（平成20年度～）

インターネット配信による市議会本会議のライブ・録画中継を実施

○市議会ホームページの充実（平成20年度～）

市議会ホームページにある「議会運営の流れ」「議会用語の解説」「議員名簿」などのコンテンツの内容を充実

○議会報の発行

「議会報編集委員会」を設置し、議会の審議状況を市民等に広報するために、広報誌（広報とよなか）に「とよなか市議会のうごき」を掲載（全戸配布）

○調査活動の実施

市議会議員の審議能力及び政策力の向上を図るため、調査活動を実施

～今後の方向性～

今後も、条例に規定される市議会の権限や責務、市議会議員の責務にのっとり、市民の信託を受けた機関・代表として、また自治の主体として、市民主権の理念の下での自治の実現に向けて役割を担っていきます。

第2章 自治の主体

第9条 市長の権限

第10条 市長の責務

第9条 市長の権限 第10条 市長の責務

(市長の権限)

第9条 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。

2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。

2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

《趣旨》

(第9条)

市長が有する権限を、地方自治法の規定を参考に定めるものです。

市長の権限については、すでに地方自治法に定めがありますが、自治基本条例に位置付けることで、豊中市の自治の基本をなす法規範であることを改めて示そうとするものです。

(第10条)

市長の責務について定めるものです。

本条は、選挙の際に公約を掲げて当選し就任した市長が、有権者である市民の信託にこたえ説明責任を果たすべきであるとの観点から、本来は政治の問題として取り扱われるべきとの考え方もあるなかで、あえて設定した経過があります。従って、拘束性の強い規定とはせず、努力義務にとどめています。

《3年間の取組み》

○公約を重点施策として位置付け（平成19年度～平成21年度）

総合計画との整合性を考慮しながら、公約を行政施策に組み立てなおし、重点的に予算措置

○重点施策の進捗状況の公表（平成19年度～平成21年度）

「第3次総合計画前期基本計画実施計画」や「予算の概要」などで、重点施策の進捗状況を公表

～今後の方向性～

今後も引き続き、条例に規定する権限と責務をふまえ、条例が掲げる市民主権の理念のもとでの自治の実現に向けて、市民への説明責任を果たしながら、政策の実現に向けて取組んでいきます。

第2章 自治の主体
第11条 職員の責務

第11条 職員の責務

第11条 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

《趣旨》

(第11条)

市職員の責務について定めるものです。

責務を規定し、具体的な取組みについて規定していない条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第3章 自治の運営

第12条 地域自治

- 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。
 - 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

地域における自治を推進するための組織の形成や活動、それに対する市の措置について定めるものです。

《3年間の取組み》

○豊中市コミュニティ基本方針の策定（平成20年度）

本市のもつ「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくための、市民や事業者、市など多様な主体の共通理念や指針として策定

○地域自治システムの調査検討（平成21年度）

「地域自治組織」のあり方や行政の組織体制、地域と行政の役割分担など一連の体系（＝地域自治システム）の構築に向けた調査検討を開始

～今後の方向性～

コミュニティ基本方針に基づき、豊中スタイルの自治の仕組みや制度を創設することにより、市民、事業者、行政が協働で地域の特性に応じた課題解決に取り組む「地域自治」の実現をめざします。

第3章 自治の運営

第13条 市政運営の基本原則

第13条 市政運営の基本原則

第13条 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。

2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。

3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

《趣旨》

市政運営における基本原則を定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第14条 総合計画

第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにならなければならない。

《趣旨》

市は、総合計画を策定し、これに即した事務処理を行うべきこと、各分野の計画は総合計画に適合して策定すべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○第3次総合計画後期基本計画策定に向けた取組み

(平成20年度～平成21年度)

平成23年度～平成32年度を計画期間とする第3次総合計画後期基本計画の策定に向け、総合計画審議会への諮問・答申などの取組みを実施

○第3次総合計画後期基本計画第7期実施計画の推進

(平成19年度～平成21年度)

前期基本計画を締めくくる4年間を計画期間とする第7期実施計画に基づく事業を推進

○各分野別計画の策定 (平成19年度～平成21年度)

平成19年度策定の「地球温暖化防止地域計画・チャレンジャー70プラン」や平成20年度策定の「第2期地域福祉計画」「とよなか水未来構想」など、総合計画上の位置づけを明記し、各分野の計画を策定

第3章 自治の運営
第14条 総合計画

～今後の方向性～

総合計画審議会の答申など、これまでの取組みをふまえ、評価・マネジメントの機能を充実し、新たな時代に対応する第3次総合計画後期基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図っていきます。

〔参考データ〕

	H18	H19	H20	H21
第7期実施計画における指標の達成度(%)	22.2	28.9	34.6	—
第7期実施計画に位置づけられている各種分野別計画の数(件)	59	66	67	69

(出典)第3次総合計画前期基本計画第7期実施計画

第15条 行政組織

第15条 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

《趣旨》

行政組織について、市は、社会経済情勢の変化に対応するため、簡素で効率的な編成、相互の連携の確保に配慮すべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○各部局の改編（平成19年度～平成21年度）

市長の基本政策の実現及び新・行財政改革プランの具体化に向けた組織の改編を実施

○組織体制に関わる新制度・ルールの実施（平成20年度）

政策課題に柔軟に対応していくため、「政策スタッフ制度の試行」や「チーム制・グループ制の運用基準の柔軟化」を実施

～今後の方向性～

今後は、一層の業務のスピードアップや限られた経営資源を効率的に活用できる組織形態を検討していく必要があります。

また、総務系事務の整理・合理化とともに、部(局)内マネジメントのあり方を見直し、総務担当課の効率的な機能発揮を図っていきます。

〔参考データ〕

		H18	H19	H20	H21
行政機構数	部	14	14	15	15
	室	27	29	34	37
	課	84	88	87	86
	係	220	198	188	187

(出典)担当課調査

第16条 行政手続

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、行政手続の整備を図ることによって、市民の権利利益の保護に努めるべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○運用状況の把握（平成20年度）

「行政手続条例」施行後、新たな条例・法律の制定や改正による処分手続きの変更など、実施状況を把握。

～今後の方向性～

引き続き、本条の規定をふまえ、より公正で透明な手続きの整備を進めます。

第17条 政策法務

第17条 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

《趣旨》

市は、自主条例の制定などの政策法務の推進を図るべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○法務主任制度の充実（平成19年度～平成21年度）

法務主任を中心とした研修の実施や法制執務の手引の作成等を実施

○規則及び訓令の制定改廃に関する立案事務を各部局担当課での実施に移行

（平成21年度）

市全体の法務能力の向上を図るため、規則及び訓令の制定改廃に関する立案事務を各部局の担当課での実施に移行

～今後の方向性～

今後は、自治立法権等を積極的に活用し、市独自の政策を実現するため、さらに研修等を充実させるとともに、条例の制定改廃に関する事務を各部局担当での実施に移行し、さらに各部局職員の法務能力の向上を図っていく必要があります。

[参考データ]

	H18	H19	H20
法務主任設置人数(人)	39	47	51

(出典)市政年鑑

第18条 法令遵守

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市は、市政運営にあたっては、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するため、庁内体制の整備や対応手順の作成などの措置を講じるべきことを定めるものです。

これにより、法令等を誠実に遵守して仕事を進める仕組みを確立しようとするものです。

《3年間の取組み》

○不当要求行為等対策要綱の策定（平成19年度）

職員の安全及び事務事業の公正かつ適正な事務事業の執行を確保するため要綱を策定

○行政対象暴力対策連絡協議会の設置（平成19年度）

暴力団等が行政機関の職員を対象として行う違法又は不当な行為に対処

○市政に対する提言等の報告等に関する要綱の策定（平成19年度）

一定の公職にある者等が市政の運営に関する提言等を行った際、提言を受けた職員が迅速かつ的確に処理するため要綱を策定

～今後の方向性～

市民や公職者から要望を受けた際に、その経過を記録し情報公開の対象とすることにより、違法または不当な要求が行われることを未然に抑止するとともに、実際にそうした要求を受けた場合には、組織として毅然とした対応を図ることが必要です。

今後も職員が提言や不当要求に対して的確に事務処理できるよう、研修等を通じて要綱の浸透を図るとともに、適切な運用に努めます。

〔参考データ〕

	H18	H19	H20
不当要求行為等の件数(件)	-	3	2
市政に対する提言等の報告件数(件)	-	0	0

(出典)担当課調査

第3章 自治の運営

第19条 情報公開及び個人情報の保護

第19条 情報公開及び個人情報の保護

第19条 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、情報公開を総合的に推進しなければならない。

2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

市政に関する情報の公開を総合的に推進すべきこと、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○豊中市情報公開条例の運用

市民への説明責任を果たすため、情報公開請求に基づく行政文書の開示などの手続きを運用

○豊中市個人情報保護条例の運用

条例の規定に基づき、個人情報の保護を推進

○市政情報の発信

「広報とよなか」などの多様な媒体や報道機関への情報提供を通じて、市民へ市政情報を発信

～今後の方向性～

情報公開については、開かれた市政運営の促進のために、広報の充実とともに、各部局が保有するさまざまなデータ等の一層の有効活用を図り、有効な行政情報をわかりやすく市民に広報、還元していく情報サイクルの確立をめざします。

個人情報の保護については、今後、さらに個人情報の流出・盗難などを未然に防止するとともにマニュアルの整備や研修を進め、個人情報保護強化に努めていく必要があります。

第3章 自治の運営

第19条 情報公開及び個人情報の保護

〔参考データ〕

	H18	H19	H20
市が保有する個人に関する情報の本人からの請求件数(件)	93	81	104

(出典) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

第20条 行政評価

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

行政評価について、施策の効果をできる限り定量的に把握し、評価結果を当該施策に適切に反映させるべきこと、評価の結果に対して市民の意見を聴くために必要な措置を講じるべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○行政評価制度の構築に向けた検討（平成20年度～平成21年度）

第3次総合計画後期基本計画における評価制度の運用方法や、施策の進捗状況を図るためのものさしとなる指標等を検討

○行政評価制度への市民参画のしくみの検討（平成19年度～平成21年度）

「第3次総合計画後期基本計画の評価・進行管理に関する市民検討会議」等で、行政評価への市民参加のしくみについて検討

○事務事業評価制度の実施（平成19年度～平成21年度）

事務事業の評価を実施し、結果を公表

～今後の方向性～

これまでの検討内容をふまえた行政評価制度の試行などを経て、後期基本計画の進行管理のしくみとして、市民参画のしくみを含めた行政評価制度を構築していきます。

〔参考データ〕

		H18	H19	H20	H21
事務事業評価 結果	完了	11	7	4	13
	廃止	6	7	12	7
	休止	20	17	15	13
	要改善	67	58	56	44
	妥当	406	413	454	463
	計	510	502	541	540

(出典)担当課調査

第21条 人材育成

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市職員の人材育成について定めるものです。

《3年間の取組み》

○人材育成基本方針の見直しに向けた検討（平成20年度～平成21年度）

「めざすべき職員像」への到達に向けた行動変容・意識改革を進めるため、方針の見直しに向けた検討を実施

○研修制度の充実

職場ニーズに応じた派遣研修、職場研修支援の制度見直し、行政課題を反映した研修テーマ設定、職場活性化を促す研修や支援の充実等を実施。また、自治基本条例の主旨や内容について理解を深めるための研修を実施

○人事制度の充実

人事評価制度における評価対象者の拡大や、人材の総合能力・専門能力向上を図るための制度見直しを実施

～今後の方向性～

地方分権・地域主権時代に対応する職員の育成を図るため、市民サービスの担い手としての自覚や協働の視点、行政経営感覚等をふまえた「めざすべき職員の姿」と、その職員像への到達に向けた行動変容・意識改革のための具体的方策を検討し、新方針を作成し、職員の育成をさらに充実していく必要があります。

〔参考データ〕

	H18	H19	H20
市主催の職員研修の開催回数(回)	330	227	225
市民の声の苦情件数(件)	141	136	67

(出典)研修実績、第3次豊中市総合計画前期基本計画第7期実施計画4年次計画

第22条 財政運営

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

《趣旨》

財政運営について、市は、財政状況を的確に把握するとともに、中期的な見通しを立てること、また、それらを公表することを定めるものです。

《3年間の取組み》

○中期財政見通しの作成・公表（平成19年度～平成21年度）

毎年、次年度から3ヵ年の中期財政見通しを試算し、「新・豊中市行財政改革プラン」にて公表

○市民への財政状況の周知（平成19年度～平成21年度）

財務書類や解説などを加えて、財務状況をまとめた「とよなかの家計簿」を発行

○財務諸表の作成・公表（平成19年度～平成21年度）

平成21年度からは新地方公会計制度に対応した「バランスシート」「行政コスト計算書」「キャッシュフロー計算書」「純資産変動計画書」といった「連結財務書類」を作成し、公表

～今後の方向性～

今後は、財務諸表等を戦略的に活用していくための方策を検討する必要があります。また、引き続き、市民により分かりやすいものになるよう、「とよなかの家計簿」に改善を加え、公表していきます。

〔参考データ〕

	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算
経常収支比率	97.8	97.2	102.6	101.4
自主財源比率	62.5	65.8	66.5	66.6

(出典)平成 20 年度決算統計

第23条 危機管理

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

《趣旨》

危機管理について、危機事象の発生に備えた体制等を整備するとともに、市民、事業者と連携して対応を図るべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○豊中市危機管理対応方針の改正（平成19年度）

対応方針の位置付け及び危機事態時における体制の明確化等、対応方針を全面改正

○豊中市地域防災計画の修正（平成19年度、平成21年度）

社会情勢、市の防災対策の変化などに対応し、防災体制のさらなる充実を図り、安心して安全なまちづくりを推進するために計画を修正

○豊中市国民保護計画の修正（平成19年度）

あらゆる危機事態に対し、共通した組織運用で対処するため、他の計画における危機管理体制の標準化を図る等、計画を修正

～今後の方向性～

災害に伴う、各種被害状況を一元的に管理し全庁的に情報を共有することにより、迅速・的確な意思決定と災害対策活動を可能とするシステムの導入を行いました。

今後、危機事象の発生に備え、さらに体制の充実を図る必要があります。

〔参考データ〕

	H18	H19	H20
消防防災協力事業所登録数(件)	58	72	103
自主防災組織の数(件)	155	155	155

(出典)担当課調査

第4章 参画と協働

第24条 参画における原則

第4章 参画と協働

第24条 参画における原則

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者に提供するよう努めなければならない。

3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

《趣旨》

参画における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第25条 意見公募手続

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

《趣旨》

意見公募手続を整備すべきことを定めるものです。

「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つとして定めるものです。

《3年間の取組み》

○豊中市意見公募手続に関する条例の施行（平成21年度）

市民へのわかりやすさの向上と制度の安定化のため、これまで要綱によって実施していた意見公募手続を条例化

～今後の方向性～

条例化したことにより、意見公募手続をさらに安定した制度として構築したことから、今後は、より多くの意見を得られるよう、案件の周知を工夫するなど、具体的に実践していく必要があります。

〔参考データ〕

	H18年	H19	H20
パブリックコメント手続の意見提出者数 (パブリックコメント手続の実施案件)	51 (11)	114 (16)	122 (13)

(出典)担当課調査

第4章 参画と協働

第26条 審査会等の委員の選任

第26条 審査会等の委員の選任

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等（次項において「審査会等」という。）の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

《趣旨》

審査会、審議会、協議会等の委員の選任について定めるものです。

「意見公募手続」(第25条)と並んで「参画における原則」(第24条)を具体化した制度の一つです。

《3年間の取組み》

○市の審議会等への女性委員の参画拡大に向けた取組み

『審議会等への女性委員の参画促進要綱』を審議会の事務局を持つ各課に配布するなど、女性委員の参画拡大を周知

○審議会等委員の選任に関する指針に基づく審議会等委員の市民公募

平成14年に策定した「審議会等委員の選任に関する指針」に基づき、市民公募枠を常に確保して、行政の様々な局面における幅広い市民参画を推進

～今後の方向性～

審議会等委員の市民公募に関する要領にしたがって市民公募を進めていますが、市民の応募が少ない審議会があるため、市民の市政への関心が高まるようPRを進めていく必要があります。

また、市民公募枠の拡大を行うとともに、市民が参加しがいのある、市民の視点に応じた審査会の運営を考えていく必要があります。

第4章 参画と協働
第26条 審査会等の委員の選任

〔参考データ〕

	H19	H20	H21
市の審議会等における女性委員の割合 (%)	29.3	30.1	31.3

(出典)男女共同参画計画年次報告書

第4章 参画と協働

第27条 協働における原則

第27条 協働における原則

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあつては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

《趣旨》

協働における原則について定めるものです。

原則を規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

第28条 協働の推進

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

《趣旨》

市は、協働を推進するために必要な施策を実施すべきことを定めるものです。
「協働における原則」(第27条)を具体化するための制度を定めるものです。

《3年間の取組み》

○提案公募型委託制度と協働事業提案制度の活用促進

(平成19年度～平成20年度)

提案公募型委託制度の趣旨や事務の流れ、活用事例をまとめた活用マニュアルを各部局に配布。また、市が特に協働事業提案を求めたい課題をあらかじめ提示して募集できることとした、協働事業提案制度の運用方法の見直しを実施

○協働事業提案制度の見直し(平成21年度)

協働の取組みをさらに広げていくために、協働事業提案制度がより有効に活用されるよう、市民公益活動推進委員会の評価などをふまえて、制度見直しの方向性と課題を整理。短期的な取組みについては、平成22年度から実施できるよう準備

○協働による取組み事例

[市民・事業者との取組み]

地域教育協議会(すこやかネット)への支援、地域子ども教室、
ジュニアメイト、自主防災組織の育成

地域住民による公園等の自主管理活動制度、アダプト対策事業 など

[大学との取組み]

タッチ・座・サイエンス事業(サイエンス・カフェ)、サウンドスクール

パワーアップカレッジボランティア(大学生サポーター)事業 など

第4章 参画と協働
第28条 協働の推進

～今後の方向性～

市民公益活動推進委員会の意見をふまえ、協働事業提案制度の活用促進や、協働の意義・必要性についての市民・職員の理解を深めることなどにより、協働の取組みを一層推進します。

〔参考データ〕

	H18年	H19	H20	H21
提案公募型委託制度による 契約事業数(提案事業数)※	2 (4)	2 (3)	3 (5)	5 (8)
協働事業提案制度による 成案化事業数(提案事業数)※	1 (6)	1 (1)	1 (5)	0 (3)
アダプト団体の数【団体】	26	30	30	30
地域住民による 公園等の自主管理活動件数	281	309	318	332

(出典) ※市民公益活動推進施策実施状況報告書

第29条 パートナーシップ協定

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定（次項において「パートナーシップ協定」という。）を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

《趣旨》

市民、事業者、市の三者が協働してまちづくりを進めるため、計画の策定、実施、評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた一種の契約である「パートナーシップ協定」を締結することができることを定めるものです。

《3年間の取組み》

○コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定の締結

（平成21年度）

千里文化センター「コラボ」において、市民と行政が協働して、コラボひろば及び屋上庭園の活性化事業を実施するため、それぞれの役割などを規定した協定を締結

～今後の方向性～

これまで本市では、「公園・緑道における自主管理協定制度」や「アダプト活動」、上記のコラボひろば及び屋上庭園の活性化事業など、地域の団体等と市が相互の役割などを定めた活動を進めてきましたが、今後、これらの活動をふまえて、パートナーシップ協定の考え方の整理を行っていきます。

第5章 市民投票	
第30条 市民投票	
<p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	

《趣旨》

市民投票について、市民投票の実施請求権とその成立要件、対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の市民投票を定めるものです。

自治基本条例において、市民、住民を表す言葉としては、基本的に「市民」を用いています。このため、住民投票ではなく、「市民投票」としたものです。

《3年間の取組み》

○豊中市市民投票条例の施行（平成20年度）

市民投票を実施するために、必要な事項を定めた条例を施行

～今後の方向性～

この制度は、市民の意思を直接市政に表明する権利を保障する、市民参画を得るための一つのしくみです。この制度も含め、市民参画を進めるためのしくみを活用しながら、市民ニーズをふまえた市政運営を進めていきます。

〔参考データ〕

	平成22年3月1日現在
請求資格者の総数(人) 【市に3ヶ月以上在住している、18歳以上の市民の総数(外国人含む)】	326,473 ※成年被後見人の数含む
市民投票実施請求に必要な署名数(人) 【請求資格者の総数の6分の1の数】	54,413 ※成年被後見人の数含む

(出典)豊中市ホームページ

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 国又は他の地方公共団体との連携

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

《趣旨》

共通する課題については、国や大阪府など他の自治体と連携しながら、協力して解決を図っていくよう努めるべきことを定めるものです。

《3年間の取組み》

○豊能広域こども急病センターの連携運営（平成19年度～平成21年度）

小児救急医療の厳しい環境を補うため、豊能地域4市2町が連携して運営

○豊能地区3市2町合同防災訓練の実施（平成19年度～平成21年度）

災害応急対応時の防災関係機関との応急対策の連携強化と、市民意識の高揚を図るために実施

○図書館の広域利用サービスの試行（平成19年度～平成21年度）

豊中市立蛸池図書館・千里図書館と箕面市立萱野南図書館・西南図書館において、豊中・箕面両市民向けの広域利用サービスを試行実施

○広域市町村連携のあり方や交流推進に向けた調査研究（平成19年度～平成21年度）

豊能地区市長・町長連絡会議（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）や、北摂市長会（豊中市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市）などにおける調査研究

第6章 国又は他の地方公共団体との連携
第31条 国又は他の地方公共団体との連携

～今後の方向性～

国において地域主権戦略会議が設置され、昨年提出された地方分権改革推進委員会からの勧告をふまえた施策を実施するための検討が進められるなど、地方分権の進展が予想されます。また、現在本市は、平成24年4月の中核市移行をめざしており、これまで以上に権限と責任は拡大していきます。

これらの状況をふまえ、広域的に対応しなければならない、あるいは、対応するほうが効率的である課題を見極めながら、引き続き、広域での連携・協力を進めていきます。

〔参考データ〕

	H19	H20	H21
豊能地区市長・町長連絡会議 事務担当者会議開催数(回)	9	6	2
北摂市長会 事務担当者会議開催数(回)	3	3	3

(出典)担当課調査

第7章 この条例の位置付け

第32条 この条例の位置付け

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の位置付けについて、市民、事業者、市の遵守義務と、市政運営にあたっての最大限の尊重義務を定めるものです。

条例の位置付けを規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

附則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

《趣旨》

自治基本条例の施行日、施行後3年以内の運用状況の検討と、その際の市民、事業者からの運用状況や見直しについての意見、検討結果への市の対処方法を定めるものです。

施行日と本検討、本検討結果に基づく今後の対応について規定している条項であるため、運用状況の検討の対象外としています。

おわりに

■ 検討結果のまとめ

本書では、自治基本条例の附則第2項の規定に基づき、平成19年度から平成21年度までの3年間における、自治基本条例の運用状況の検討を行いました。その結果、以下のことが明らかになりました。

① 自治基本条例に基づく制度の構築や条例の制定を行いました。

- ・ 条例第25条「意見公募手続」に基づく「豊中市意見公募手続に関する条例」の制定
- ・ 条例第30条「市民投票」に基づく「豊中市市民投票条例」の制定など

② 自治基本条例の規定に基づく取組みを推進してきました。

- ・ 条例第14条「総合計画」に基づく第3次豊中市総合計画後期基本計画策定に向けた取組みの推進
- ・ 条例第20条「行政評価」に基づく行政評価制度の構築に向けた検討など
- ・ 条例第28条「協働の推進」に基づく協働による取組み

このように本市では、自治基本条例の規定に基づいた市政運営を、着実に進めてきました。

■ 今後の取組み

今回の検討結果をもとに、これまで自治基本条例に基づいて構築してきた制度や進めてきた取組みなどを充実させていくとともに、現在検討を進めている制度等について取組みを進めるなど、今後も自治基本条例の理念や原則をふまえ、規定に即した市政運営に取り組み、市民主権の理念の下での自治の実現を図ります。

豊中市自治基本条例(条文)

豊中市自治基本条例(平成19年豊中市条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者(第3条―第5条)

第2節 市議会(第6条―第8条)

第3節 行政機関(第9条―第11条)

第3章 自治の運営

第1節 地域(第12条)

第2節 市政(第13条―第23条)

第4章 参画と協働

第1節 参画(第24条―第26条)

第2節 協働(第27条―第29条)

第5章 市民投票(第30条)

第6章 国又は他の地方公共団体との連携(第31条)

第7章 この条例の位置付け(第32条)

附則

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、
自分の住むまちに関心を持ち、
まちの課題を自らの課題として受け止め、
情報を共有し、
お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、
よって、まちの課題に対して、
より良い解決方法を見つけ出し、
責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

(自治の基本原則)

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。
- 2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

第2章 自治の主体

第1節 市民及び事業者

(市民の権利)

第3条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に参画する権利を行使するに当たっては、公共の視点に立つとともに、他の市民の市政に参画する権利に配慮しなければならない。
- 3 市民は、市政に参画し、又は参画しないことを理由として不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、事業者及び市と協力して、その解決に向けた取組に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

第2節 市議会

(市議会の権限等)

第6条 市議会は、市民の代表による意思決定機関として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に

関する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(市議会の責務)

- 第7条** 市議会は、市民意思の反映を図るため、前条第2項に規定する権限を効果的に行使するよう努めなければならない。
- 2 市議会は、市民への説明責任を果たすため、積極的な情報提供その他の施策により開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

- 第8条** 市議会議員は、市民の代表として、前2条に規定する市議会の権限等及び責務がより良く果たされるよう、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。

第3節 行政機関

(市長の権限)

- 第9条** 市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。
- 2 市長は、市を統轄し、これを代表する。

(市長の責務)

- 第10条** 市長は、市民の信託に誠実にこたえるため、政策を実現するための施策及び計画を策定し、人員、予算その他の資源を適切に配分して、その推進に努めなければならない。
- 2 市長は、市民への説明責任を果たすため、前項の施策及び計画の推進状況を毎年公表しなければならない。

(職員の責務)

- 第11条** 職員は、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行し、その能力の向上を図るとともに、市民自治を推進するため、最大限にこれを発揮するよう努めなければならない。

第3章 自治の運営

第1節 地域

(地域自治)

- 第12条** 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(以下この条において「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。
- 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。

- 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

第2節 市政

(市政運営の基本原則)

- 第13条** 市は、市政運営に当たっては、市民及び事業者の負担に基づくものであることにかんがみ、最大限に効率性を発揮して行わなければならない。
- 2 市は、市民の視点で公正な市政運営を推進し、市民の権利利益の保護を図らなければならない。
 - 3 市は、市政運営の透明性の向上を図り、市民から信頼される開かれた市政を推進しなければならない。

(総合計画)

- 第14条** 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。
- 2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

(行政組織)

- 第15条** 市は、行政組織の編成に当たっては、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるようにするとともに、相互の連携が保たれるように十分配慮しなければならない。

(行政手続)

- 第16条** 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するよう、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

(政策法務)

- 第17条** 市は、法令等の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈及び運用を行うことにより、自主立法権等を活用する政策法務の推進を図らなければならない。

(法令遵守)

- 第18条** 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守するとともに、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講じなければならない。

(情報公開及び個人情報保護)

- 第19条** 市は、市政に関する情報について、市民及び事業者との共有を図るため、

豊中市自治基本条例(条文)

情報公開を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、個人の権利利益を保護し、信頼される市政を推進するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(行政評価)

第20条 市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により評価を実施したときは、速やかにその結果を公表する。この場合において、市は、評価の結果について市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

(人材育成)

第21条 市は、職務に対する高い意欲及び能力を持った職員を育成するため、総合的かつ計画的に人材育成に係る施策を実施しなければならない。

(財政運営)

第22条 市は、計画的かつ健全な財政運営を図るため、資産及び負債、行政コストその他多様な指標により財政状況を的確に把握するとともに、社会経済情勢の動向を踏まえた中期的な財政見通しを作成しなければならない。

- 2 市は、前項の財政状況及び財政見通しを作成したときは、速やかに公表する。

(危機管理)

第23条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

第4章 参画と協働

第1節 参画

(参画における原則)

第24条 市は、幅広い市民及び事業者の参画を得て市政を推進するため、施策の企画、実施、評価及び改善の過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する目的を達するため、必要な情報を適時に、かつ、適切な方法で市民及び事業者を提供するよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への参画に関する市民及び事業者の意見、要望等については、適切に対処しなければならない。

(意見公募手続)

第25条 市は、市の基本的な制度又は事項を定める条例、計画等を策定するに当

たっては、市民及び事業者から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うため、意見公募手続を整備しなければならない。

(審査会等の委員の選任)

第26条 市は、審査会、審議会、協議会等(次項において「審査会等」という。)の委員を選任するに当たっては、男女の構成比率、年齢等に留意し、幅広い市民及び事業者の参画に配慮した委員構成となるよう努めなければならない。

2 市は、審査会等の委員の全部又は一部を公募する。ただし、法令等に特別の定めがあるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第2節 協働

(協働における原則)

第27条 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づき行わなければならない。

(1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、協働の企画、実施、評価及び改善の過程並びにその成果を公開すること。市にあつては、これらの情報を適時に、かつ、適切な方法で公開すること。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民及び事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重しなければならない。

(協働の推進)

第28条 市は、市民、事業者及び市との間における協働を進めるため、その仕組みづくりその他必要な施策を実施しなければならない。

(パートナーシップ協定)

第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。

2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

第5章 市民投票

(市民投票)

第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、市民投票を実施しなければならない。

豊中市自治基本条例(条文)

- 3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。
- 4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 国又は他の地方公共団体との連携

(国又は他の地方公共団体との連携)

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国、大阪府又は他の地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第32条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

- 2 市は、条例の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用並びに市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定は、同条第5項の条例の施行の日から施行する。
- 2 市長は、市民自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、市民及び事業者は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

豊中市自治基本条例 運用状況の検討について

平成22年（2010年）10月 発行

事務局：豊中市 政策企画部 企画調整室

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1

電話（06）6858-2084 FAX（06）6858-2667

豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

電子メール soukei@city.toyonaka.osaka.jp